

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
神戸大学大学院工学研究科、システム情報学研究科における研究活動指針

工学研究科長 大村 直人
システム情報学研究科長 大川 剛直

5月21日に兵庫県に対する政府の緊急事態宣言が解除されるとともに、兵庫県の対処方針が変更されました。神戸大学においても、活動制限内容の見直しを行うとともに、制限レベルを「レベル4」から「レベル3」に引き下げることを決め、6月1日より適用することとなりました。また、感染拡大防止が今後も維持されていく場合、第2Q以降は「レベル2」へと段階的に緩和されていくと予想されます。そこで、工学研究科・システム情報学研究科では、本学の活動制限レベル内容に基づいて、具体的な研究活動の指針を以下のとおり示します。

●感染拡大防止に向けた研究活動における原則

いずれのレベルにおいても、以下①～⑫を遵守すること。

- ① 教員は立ち入る学生の状況を十分に把握する。例えば、家族、友人、海外渡航者との接触の有無（どれくらい近くで話したか、等の情報）を把握する。
- ② 3つの密を避ける。（一つだけでも怠ると、飛躍的に感染リスクは上がります。）
 - ・密閉空間を避ける。換気の悪い密閉空間に滞在しない。
 - ・密集を避ける。人が密集しているところに近づかない。
 - ・密接を避ける。近距離での会話、発声が行われる場を避ける（間隔を空ける）。
- ③ 各教育研究分野（又は各研究室）においては、登校学生の氏名並びに入退室時間を記録する。
- ④ 登校前は必ず体温を測り、登校時に体温を申告する。例えば、研究室・実験室の出入り口に表を設置し、体温を記入する。（教員が登校する学生の体調を把握しておくこと。）
- ⑤ 登校時、滞在時は原則マスクを着用する。
- ⑥ 入室時は勿論のこと、頻繁に石鹸手洗い、またはアルコール消毒（77%以上）を行う。
- ⑦ ドアノブ、机、PCキーボード等、手で触れる物品は頻繁にアルコール消毒を行う。
- ⑧ 自分だけでなく、家族や同居人に少しでも新型コロナ感染症が疑われる場合は（微熱、せき、味覚・臭覚障害、嘔吐など）、メール連絡した上で、外出を避け自宅で待機する。

連絡経路：学生 → 指導教員 → 教務学生係 → 保健管理センター

- ⑨ 研究室・実験室内では、間隔を空けて着席し、極力会話を避ける。
- ⑩ 研究室・実験室は十分に換気をする。例えば、風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回につき数分間程度、全開にする。また、換気回数は毎時2回以上確保する。
- ⑪ 教職員、学生ともに、学外に出向くときは目的外の場所には近づかない。
- ⑫ 食事の際は極力、会話をしない。また、会話する際はマスクをつける。

●レベル3における具体的な研究活動指針

| 大学の活動制限レベル | 研究活動 | 授業 | 学生の入構 |
|------------|--|-------------|--|
| 3 制限一中 | 現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。 | 原則として遠隔授業のみ | 原則として学部学生の入構を禁止（アクセスポイントを使用する場合の入構は可とする）現在進行中の実験・研究に従事する大学院生以外は入構を禁止 |

●各教育研究分野（または各研究室）での研究活動指針

- ① 上記「感染拡大防止に向けた研究活動における原則」を遵守する。
- ② 大学院生、研究スタッフのみ学舎内立ち入りを可とする。
- ③ 学部学生（卒研生）は、研究室をアクセスポイントとして利用する場合のみ、学舎内立ち入りを可とする。ただし、卒業研究活動は原則不可とする。また、アクセスポイント以外の場所への立ち寄りとは原則不可とする。
- ④ 各教育研究分野（または各研究室）において、教員を除いた同時滞在中者は滞在可能面積 100 平米あたり 6 名以内を目安とする。ここで、滞在可能面積とは、学習机以外の什器および実験機器の設置面積を除いた、実質的に滞在可能な面積とする。
- ⑤ 大学院生、学部学生（卒研生）は「学舎内立入許可申請書」による申請を行った上で、学舎内立ち入りを可とする。なお立入については指導教員と連絡をとること。
- ⑥ 各教育研究分野（または各研究室）が管理する研究室・実験室での滞在時間は、最大 6 時間までとする。
- ⑦ 各教育研究分野（または各研究室）が管理する研究室・実験室に設置されている机には、隣同士、および向かい合わせにならないように着席する。
- ⑧ 工学部学舎、自然科学総合研究棟 3 号館は施錠した状態を維持するため、学舎出入り口の暗証番号については、各教育研究分野（または各研究室）において学舎立ち入り予定の学生に通知する。（今後の状況に応じて、一部の学舎出入り口を開放する可能性あり。）

●各学科における学部学生（卒研生以外）に対する活動指針

- ① **工学部敷地内の無線インターネット環境の利用を希望する学部学生（卒研生以外）に対しては、アクセスポイントとして指定された鶴甲第一キャンパスの教室を使用すること。但し、指定された教室での使用者数が定員を超えた場合には、セブンイレブン 2 階の「ラーニングコモンズ」と「学舎外の敷地（例えば、セブンイレブン横のベンチなど）」の利用を可とする。ただし、アクセスポイント以外の場所への立ち寄りとは原則不可とする。**

*なお、9月1日以降の段階で、現在の「緊急事態宣言」が再発令され、本学の活動制限指針が再度「レベル4」に引き上げられた場合は、「感染拡大防止に向けた研究活動における原則」を遵守することを前提に、3月に卒業・修了を予定している学部学生・大学院生は、「学舎内立入許可申請書」による申請を行った上での学舎立ち入りを許可することとする。

●レベル2における具体的な研究活動指針

| 大学の活動制限レベル | 研究活動 | 授業 | 学生の入構 |
|------------|---|--|--|
| 2 制限一小 | 研究活動は続行できますが、感染拡大防止に配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。 | 原則として遠隔授業のみ ただし、演習、実験又は実習の一部については、部局の判断に基づき、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施することは可 | 原則として、学部学生の入構を禁止（実験・実習・演習の一部を受講する場合及びアクセスポイントを使用する場合の入構は可とする） 大学院生の不要不急の入構を禁止 |

●各教育研究分野（または各研究室）での研究活動指針

- ① 上記「感染拡大防止に向けた研究活動における原則」を遵守する。
- ② 大学院生、学部学生（卒研究生）、研究スタッフの学舎内立ち入りを可とする。
- ③ 各教育研究分野（または各研究室）において、教員を除いた同時滞在者数は滞在可能面積100平米あたり8名以内を目安とする。ここで、滞在可能面積とは、学習机以外の什器および実験機器の設置面積を除いた、実質的に滞在可能な面積とする。
- ④ 大学院生、学部学生（卒研究生）は「学舎内立入許可申請書」による申請を行った上で、学舎内立ち入りを可とする。
- ⑤ 各教育研究分野（または各研究室）が管理する研究室・実験室での滞在時間は、最大8時間までとする。
- ⑥ 各教育研究分野（または各研究室）が管理する研究室・実験室に設置されている机には、隣同士、および向かい合わせにならないように着席する。
- ⑦ 工学部学舎、自然科学総合研究棟3号館の施錠は解除する予定（現時点で未定）。

●各学科における学部学生（卒研究生以外）に対する活動指針

- ① 工学部敷地内の無線インターネット環境の利用を希望する学部学生（卒研究生以外）に対しては、アクセスポイントとしてセブンイレブン2階の「ラーニングcommons」、「学舎外の敷地（例えば、セブンイレブン横のベンチなど）」、および「一部の教室（現時点で未定）」の利用を可とする。ただし、アクセスポイント以外の場所への立ち寄りとは原則不可とする。
- ② 各学科における演習、実験に関する対面授業については、「感染拡大防止に向けた研究活動における原則」ならびに上記の「各教育研究分野（または各研究室）での研究活動指針」の③～⑥を遵守した上で、実施することを可とする。また、実習・実験の対面授業を実施する際は、各学科にて、受講学生の学舎内の動線を必ず定め、動線以外の不要不急の移動を制限すること。ただし、これらの事項を遵守できない場合は、オンライン授業を継続する。

●レベル1における具体的な研究活動指針

| 大学の活動制限レベル | | 研究活動 | 授業 | 学生の入構 |
|------------|------|-----------------------------|--|---|
| 1 | 一部制限 | 感染拡大防止に配慮して、研究活動を行うことができます。 | 遠隔授業を中心に開講 ただし、講義、演習、実験又は実習の一部については、部局の判断に基づき、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施することは可 | 感染拡大防止に配慮し、一部の授業の受講、研究活動、許可された一部の課外活動以外の入構を制限 |

●各教育研究分野（または各研究室）での研究活動指針

- ① 上記「感染拡大防止に向けた研究活動における原則」を遵守した上で、大学院生、学部学生（卒研究生）、研究スタッフの入構を可とする。ただし、教員は学生、研究スタッフの研究室・実験室での滞在時間を減らすよう配慮する。

●各学科における学部学生（卒研究生以外）に対する活動指針

- ① 工学部敷地内の無線インターネット環境の利用を希望する学部学生（卒研究生以外）に対しては、アクセスポイントとしてセブンイレブン2階の「ラーニングコモンズ」、「学舎外の敷地（例えば、セブンイレブン横のベンチなど）」、および「一部の教室（現時点で未定）」の利用を可とする。
- ② 各学科における演習、実験に関する対面授業については、「感染拡大防止に向けた研究活動における原則」ならびに「各教育研究分野（または各研究室）での研究活動指針」の③～⑥を遵守した上で、実施することを許可する。また、実習・実験の対面授業を実施する際は、各学科にて、受講学生の学舎内の動線を必ず定め、動線以外の不要不急の移動を制限すること。ただし、これらの事項を遵守できない場合は、オンライン授業を継続する。
- ③ 各学科における対面講義に関する活動指針については、現時点で未定。後日、状況に応じて対面講義に関する活動指針を明示する。

以上